

令和4・5年度

西都市における建設工事の等級格付け基準

I 格付け対象業種等について

- (1) 格付け対象業種 土木一式（希望順において、土木一式を希望している西都市内事業者が対象）
※建築一式については令和4・5年度より等級格付けを廃止します
- (2) 等級区分 土木一式 2等級（A・B等級）
- (3) 格付け方式 西都市内事業者を対象に、客観点のみで決定

土木一式	事業者数
A級	7者程度
B級	A級以外の者

※各等級の業者数はあくまでも目安です
申請者数等により変更することがあります

- (4) 情報の公表 等級について、ホームページに掲載する

II 等級格付に関する事項

1. 経営事項評価数値（P値）

・西都市入札参加審査申請書（建設工事）提出時において確認できる最新の総合評定値通知書の総合評定値（P値）により決定する。P値が高い者から順に上位に格付けする。